

○秋田県社会福祉審議会条例

平成十二年三月二十九日
秋田県条例第二十七号

秋田県社会福祉審議会条例をここに公布する。

秋田県社会福祉審議会条例

(設置)

第一条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第七条第一項の規定に基づく合議制の機関として、秋田県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平一二条例一四一・平一二条例一四七・平二五条例四一・令五条例九・令七条例一五・令七条例六七・一部改正)

(調査審議する事項の特例)

第二条 法第十二条第一項の規定に基づき、審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させるものとする。

2 審議会は、[前項](#)の規定による調査審議をするほか、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十八条第二項(同法第八十二条において準用する場合を含む。[第八条第二項第二号](#)において同じ。)において読み替えて準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二十七条の六第一項の規定による知事又は教育委員会の報告に係る事項を調査審議するものとする。

(平一二条例一四一・令七条例六七・一部改正)

(組織及び運営)

第三条 審議会の組織及び運営については、法第八条から第十一条まで及び第十二条第二項並びに社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第八十五号)第二条及び第三条並びに[次条](#)から[第九条](#)までに定めるところによる。

(平二五条例四一・追加、令七条例六七・一部改正)

(委員)

第四条 審議会は、委員二十一人以内で組織する。

2 審議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(平二五条例四一・旧第三条線下、平二六条例四一・一部改正)

(委員長の職務を代理する委員)

第五条 審議会の委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(平二五条例四一・旧第四条線下)

(会議)

第六条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 審議会の臨時委員は、その調査審議すべき特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、[前二項](#)の規定の適用については、委員とみなす。

(平二五条例四一・旧第五条線下)

(専門分科会)

第七条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

(平二五条例四一・旧第六条線下)

(児童福祉専門分科会)

第八条 児童福祉専門分科会は、法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する法第十一条第一項の規定により児童福祉に関する事項を調査審議するほか、[第二条第二項](#)に規定する知事又は教育委員会の報告に係る事項を調査審議するものとする。

- 2 審議会は、児童福祉専門分科会に、次に掲げる事務について調査審議するための部会を設けるものとする。
 - 一 里親の認定その他の児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に基づく事務
 - 二 学校教育法第二十八条第二項において読み替えて準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十七条の六の規定に基づく事務
- 3 [前項](#)の部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 4 [第二項各号](#)に掲げる事務に関しては、[同項](#)の部会の決議をもって審議会の決議とする。
(平一七条例一六・一部改正、平二五条例四一・旧第七条繰下・一部改正、令五条例九・令七条例一五・令七条例六七・一部改正)

(委任規定)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

(平二五条例四一・旧第八条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
(秋田県社会福祉審議会の調査審議する事項の特例を定める条例の廃止)
- 2 秋田県社会福祉審議会の調査審議する事項の特例を定める条例(昭和六十年秋田県条例第四十八号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 従前の秋田県社会福祉審議会は、この条例の施行の日において、この条例の規定に基づく秋田県社会福祉審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 4 [前項](#)の規定により存続するものとされた秋田県社会福祉審議会の委員の任期は、[第三条](#)の規定にかかわらず、この条例の施行の日におけるその者の従前の秋田県社会福祉審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成一二年条例第一四一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年条例第一四七号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成一七条例第一六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二五条例第四一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六条例第四一号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(令和五年条例第九号)

この条例は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和四年法律第七十六号)の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

附 則(令和七条例第一五号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
附 則(令和七条例第六七号)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県社会福祉審議会条例の規定は、児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)の施行の日以後に要することとなった学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十八条第二項(同法第八十二条において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二十七条の六第一項の規定による報告について適用する。